

4月から带状疱疹予防接種が定期予防接種になります

健康増進係

◆带状疱疹とは

带状疱疹は水痘・带状疱疹ウイルスによる感染症で、水ぶくれを伴う発疹(水疱)が、皮膚に分布している神経に沿って帯状に出現する疾患です。皮膚症状が治った後も、長い間痛みが残る带状疱疹後神経痛(PHN)を伴うことがあります。

◆ワクチンの種類

有効なワクチンは2種類あり、それぞれ接種回数や持続期間が異なります。

◆対象者

次のいずれかに該当し、带状疱疹ワクチンの接種が完了していない人

- ①令和7年度に65・70・75・80・85・90・95歳になる人、100歳以上になる人
※4月中旬～下旬に通知を送ります。

- ②60歳以上65歳未満の人で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいがあり、日常生活のほとんどが不可能な人

※上記対象者のうち、過去に带状疱疹に罹患したことがある人も対象です。

※すでに一部を自費で接種した場合は、残りの回数分を助成します。

接種回数

- 乾燥弱毒生水痘ワクチン 1回
 - 乾燥組換え带状疱疹ワクチン 2回
- ※いずれか1種類の接種となります。

◆自己負担額

ワクチン	自己負担額
乾燥弱毒生水痘ワクチン(ビケン)	3,200円 (接種料金8,860円のうち5,660円を町が負担)
乾燥組換え带状疱疹ワクチン(シングリックス)	1回につき8千円 (接種料金22,060円のうち14,060円を町が負担)

◆接種場所

指定医療機関(4月中旬～下旬に送付する通知をご確認ください。)



詳しくはこちら

医療機関でピロリ菌検査が受けられます

健康増進係

ピロリ菌(ヘリコバクター・ピロリ)は、感染すると胃がんなどを発症することがあります。血液または尿の検査で、ピロリ菌に感染しているか調べることができます。

◆実施期間 令和8年3月末まで

◆対象者 検査日時時点で40歳以上の人

※次に当てはまる場合は対象外です。

- ・明らかな上部消化器症状があり、胃や十二指腸潰瘍が強く疑われる
- ・食道、胃、十二指腸疾患で治療中である
- ・胃や十二指腸の手術歴がある

- ・腎不全と診断されたことがある
- ・過去にピロリ菌を除菌したことがある
- ・過去にピロリ菌検査を受けたことがある

◆自己負担額 1,100円

◆実施方法

血液検査または尿検査(抗体検査)

※医療機関によって実施方法が異なります。

◆申込方法 窓口または電話で申し込む

※受け付け後、申請書を郵送します。申請書を受け取ってから指定医療機関に予約してください。

年長児・小学6年生に 対象となる予防接種の予診票を送付しました

健康増進係

◆対象者・予防接種の種類

年長児：麻しん・風しん混合(MR)第2期
小学6年生：ジフテリア・破傷風(DT)二種混合

対象者には、3月下旬に予診票を送付しています。早めに医療機関に予約しましょう。

令和7年度の後期高齢者医療保険料

国保・年金係

保険料は加入者の医療費に充てられる大切な財源です。必ず納期限までに納めましょう。

保険料の額

- ・保険料は被保険者一人一人が納めます。
- ・保険料率は2年ごとに見直され、県内均一です。

保険料額(年額)
年額80万円が上限

均等割額
(被保険者1人当たり)
58,000円

+

所得割額
(総所得金額等—43万円(基礎控除))
×10.98%

保険料の軽減

所得が低い人や、会社の健康保険などの被扶養者だった人は、保険料が軽減されます。

◆所得が低い人への均等割額軽減

同一世帯の被保険者と世帯主の 総所得金額等の合計金額	均等割の 軽減額
[43万円+10万円×(給与・年金所得者の数—1)]以下の世帯	7割
[43万円+(30.5万円×被保険者数)+10万円×(給与・年金所得者の数—1)]以下の世帯	5割
[43万円+(56万円×被保険者数)+10万円×(給与・年金所得者の数—1)]以下の世帯	2割

◆被用者保険加入者に扶養されていた人の軽減

75歳の誕生日の前日に被用者保険の被扶養者だった人は、資格取得後2年間は保険料均等割額が5割軽減されます。所得割額はかかりません。

国民
年金

こんなときは こんな届け出を

国保・年金係／熊本西年金事務所 ☎(355)3261

必要な書類など、詳しくは届け出先にお問い合わせください。

こんなとき	どうする	届け出先
厚生年金・共済組合加入の勤務先を退職した	国民年金加入手続き(20歳以上60歳未満の被扶養配偶者も手続きが必要)	年金事務所または健康・保険課
配偶者(第2号被保険者)の扶養から外れた	種別変更手続き	年金事務所または健康・保険課
年金手帳・基礎年金番号通知書を紛失した	基礎年金番号通知書の再交付手続き	第1号被保険者：年金事務所または健康・保険課 第2号被保険者：勤務先または年金事務所 第3号被保険者：年金事務所
納付書を紛失した	納付書の再発行を依頼する	年金事務所
保険料を納めることが経済的に難しい	保険料・納付猶予申請または学生納付特例申請手続き	年金事務所または健康・保険課
老齢基礎年金受給資格期間を満たしたい、老齢基礎年金額を満額に近づけたい	任意加入手続き	年金事務所または健康・保険課
海外に転出するが国民年金に加入したい(日本国籍の人)	任意加入手続き	健康・保険課

- 第1号被保険者：自営業、農林漁業、アルバイト、無職、学生などで20歳以上60歳未満の人
- 第2号被保険者：厚生年金・共済組合に加入している会社員・公務員などで原則65歳未満の人
- 第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

令和7年度国民年金保険料月額17,510円です

4月上旬に、日本年金機構が納付書を送付します。納め忘れがない口座振替やクレジットカード払いがおすすめです。納付方法の変更などを希望する人は、年金事務所または健康・保険課で手続きしてください。